

平成 27 年度第 2 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

| | |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 平成 27 年 8 月 10 日 (月) 10 時 00 分から 12 時 10 分まで |
| 場 所 | 本庁舎 7 階 710 会議室 |
| 出席委員 (10 名) | 藤野会長、陶山副会長、金子委員、市川委員、椎野委員、中谷委員、伊藤委員、宮本委員、厚見委員、長沼委員 |
| 事務局 (12 名) | 環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設管理担当課長、施設整備・広域担当長、事業センター担当長、リサイクルプラザ担当長、破碎処理場担当長、上家主査、宮田主任 |
| 傍聴者 (0 名) | なし |

【開 会】

(事務局) 挨拶

会議に先立ち、委員 11 名中、10 名出席のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

(会長) 挨拶

【審 議】

(事務局)

これより進行は会長をお願いします。

(会長)

本日の議題は一般廃棄物の処理手数料等の改定等ということで、前もって委員には事務局から資料が配布されていることと思います。量も多いので、項目ごとに検討をしていきたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

説明に入る前に資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料は、

- ・「処理手数料等の改定等検討資料」
- ・A4 用紙 1 枚で「処理手数料等の改定 まとめ」

そして、本日も配布させていただいた資料は、

- ・「次第」
- ・「席次表」
- ・「一般廃棄物収集運搬許可業者に対する処分等に関するフロー図 (案)」

です。不足資料はありませんでしょうか。

動物の死体①

(事務局)

それでは、内容に入ります。先日、送付しました資料の 2 ページ目をお開きください。「動物の死体①」は、市民が直接、市の処理施設に持ち込んだ場合の処理手数料で、現在 1 個体あたり、5,000 円となっています。平成 23 年度と平成 26 年度の比較表をご覧ください。ここで平成 23 年度の実績をお示しするのは、平成 24 年度に料金改定を審議する際に、使用した数値であるためです。一方、平成 26 年度の実績は、新しい環境事業センターが完成してから、把握できる最新の数値であるからです。これ以降は、そういったことから、この平成 23 年度と平成 26 年度の数値を比較表としてお示しします。

皆様にお送りした資料では、平成 23 年度の処理原価は 6,161 円、平成 26 年度の処理原価が 7,084 円です。徴収率はそれぞれ、約 81%と約 71%となっています。処理原価が増加しているのは、処理量が平成 23 年度には 2,544 個体であったものが、平成 26 年度には 2,685 個体に増加したこと、また、燃料費の高騰や人件費が増加したことが原因です。人件費が増加したのは、新しいごみ焼却施設が小動物焼却施設とは別の敷地に建設されたため、小動物の焼却に関する事務を行う職員を、専任で配置したことによるものです。3 ページの【論点】をご覧ください。ここでの論点は主に 2 つです。1 つ目は、過去の答申を踏まえると、「動物の死体」については、愛玩動物を飼育している市民のみが対象であり、民間事業者においても同様のサービスを実施していることから、公平性の観点から、受益者に相応の負担を求めるべきとすること。2 つ目は、近隣の市町と比較し、平塚市の手数料が高いことから、これ以上の値上げを実施することが望ましいのかどうかということ。以上です。「動物の死体①」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

「動物の死体①」について、これに関しては事務局から案 1、案 2 の提案があります。何かご意見はありますか。

(委員)

動物の死体については、市民が全員動物を飼育しているわけではありません。好きな人たちのみが飼っているだけです。税の負担、公平性からいえば、徴収率は 100%で進めるべきです。飼っていない人達にとっては、税を下げることは不公平につながります。市は徴収率を 100%にしたとしても、そこで利益を上げているわけではありません。

(会長)

その他、ご意見はございますか。

(委員)

前回のときに、行政の方で焼いた動物の死体の骨取りをするという案もあったと記憶しますが、現状ではどうなっていますか。

(事務局)

直接搬入された分については、希望者には骨取りを実施しています。5,000 円でお預かりして、後日お返しするかたち。骨取りを希望される場合とそうでない場合の料金の差はありません。

(委員)

市民が骨取りを希望する場合、1 頭ごとに焼くんですね。

(事務局)

通常は道路上で捕獲すれば、20体から30体まとめて焼却します。骨取りの場合は、個体の大きさにもよりますが、10体以下に、仕切をつくって他の骨と混ざらないように、少し数を減らして対応しています。

(委員)

行政として、こういうサービスも必要なのでしょうか。

(会長)

他に代わるものがなければ必要かもしれませんが、ペットについては、お葬式、弔いをするものが民間にもあるにはあります。

(委員)

それは当然高いですね。

(事務局)

聞くところによると、大きさで変わってくるようです。3万円から5万円くらい。市はただ火葬してプラスチックの蓋付きの容器に入れてお返しするだけ。民間は弔い、その弔いも内容によってランクがあるらしいです。そのため、金額の安価なものを希望する方は市の方に流れてきています。そのあたりは飼育者の考えでしょう。平塚市はかなり前からこの焼却はやっているみたいです。以前はそのあたりの空き缶に入れて、お返ししていたらしいです。たまに、人間と同じように、火葬施設みたいな感覚で来られる方がいらっしゃって、思い違いのため、多少のトラブルになったりすることもあります。ウサギでも大きなラブラドルでも希望されれば骨はお返ししますが、金額の差はありません。ウサギでこんなに(料金を)とられるのかと言われることもあります。あまり料金設定を複雑にすると、事務手続きが煩雑になってしまいます。

(会長)

案2に近づけるということについては、異論がないかと思うのですが、いかがですか。

(委員)

前もだんだんと上げていこうかということがあったと思います。

(会長)

その上で、他市との比較で事務局がどうお考えか、それで結論になると思いますが。

(事務局)

前回も上げたとき、だいぶ他市と差が広がりました。他市も追従してくるかと思ったのですが、どういうわけか値上げをしてこない状況です。この状況は前回と変わっていないんじゃないでしょうか。専用の炉を持っているのは、平塚市、藤沢市、小田原市の3市です。それ以外は民間に委託しているようなかんじで、ばらついてます。市では直接やってはおらず、民間施設を紹介している市もあります。税の公平性からすれば、徴収すべきだとは思いますが。特定の方だけが対象ですし。また平塚市だけが出っ張ってしまう思いはありますが。

(事務局)

今後、いただいた答申の内容が市の内部の手続きを踏む中で、そのままとはいかない場合もございます。そのまま答申の内容が承認されていく場合が多いのですが、先ほど会長が指摘されたように、他市と比べたときの情報等が理事者に伝わったときに、時として修正を求められることもあります。

改定を行う場合は、市の方でも説明を求められますので、こういった理由から料金の設定を考えるのか、皆さんからは、ご意見をいただきたいと思います。そういったところを承知いただいた上で、廃対審としての答申をいただきたいと思います。

(会長)

逆にそうやっていただけると気が楽になります。廃対審としては「動物の死体①」の処理手数料については、100%の処理原価に近づけるべきであるという答申でいきたいと思います。

(委員)

当然のことだとは思いますが、平成24年度の答申でも同じような検討はされたようですが、その際は、現状のままとしたようです。他市との比較だとは思いますが、ここでもう一度同じような議論をするのであれば、行政の立場も考えると、公平性の点から、100%でもよろしいのかと思います。

平成25年度に改定しなかった理由は、こういったところにあるのでしょうか。

(事務局)

一歩踏みとどまったのは、近隣が上げてこないというところだったと思います。

(会長)

他市が追随しないのであれば、平塚市独自のやり方で進めればいいのかと思います。

(委員)

動物の死体については、平塚市は専用の処理施設を持っているからこういった議論になるのですが、将来的には民間に処理してもらおう方針を立てておかないといけません。

(事務局)

動物の専用炉は、路上でなくなっている動物を焼却する目的でつくられました。その余力で皆さんが飼っていらっしゃる動物を焼却しているような運用ですので、そのあたりも考慮にいただければと思います。

(会長)

「動物の死体①」については、限りなく処理原価に近づけることを提言内容とします。それでは、次に「動物の死体②」について、事務局から説明をお願いします。

動物の死体②

(事務局)

はい。4ページをお開きください。この「動物の死体②」は、市が収集から処分までを行った場合の手数料です。現在は1個体あたり8,000円です。平成23年度と平成26年度の比較表をご覧ください。平成23年度の処理原価は12,521円、平成26年度の処理原価が13,099円です。徴収率はそれぞれ、約

48%と約61%となっています。処理原価は、収集運搬費用に処理費用を合算した額です。処理費用については、「動物の死体①」と同じ理由になりますので、ここでは省略します。収集運搬費用については、人件費などの経費が若干減少しています。5ページの【論点】をご覧ください。ここでの論点は2つです。1つ目。既に、近隣の市町と比べ、手数料の金額が高い水準にあるが、収集運搬費用を加えた処理手数料は、処理原価相当額まで引き上げるべきか否か。2つ目。その場合の収集運搬費用は、現在の額と同程度とすべきか否か。以上2点です。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案を2つお示ししております。案1は、第1回目の審議会でお配りした資料6にある近隣市町の状況や「動物の死体①」との関係から、変更なしとするもの。案2は、受益者負担の点から、徴収率100%をめざし、現在の1.5倍の金額を徴収するものです。以上です。「動物の死体②」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

「動物の死体①」の延長の議論です。案2は本来であれば100%を目指したいところではありますが、激変緩和1.5倍のため、約92%となっています。廃対審としては「動物の死体①」と同様に限りなく処理原価に近づけていくべきであるということによろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

「動物の死体①」と同じ解釈でよろしいかと思えます。

(会長)

案1にした場合、先ほどの「動物の死体①」が1個体あたり7,000円としたところですので、差の1,000円が収集運搬費ということになってしまいます。そこは幅をもたせて、「動物の死体①」と「動物の死体②」のバランスで案2にすべきと思えます。それでは、次に「し尿①」について、事務局から説明をお願いします。

し尿①【定額料金】

(事務局)

はい。6ページをお開きください。この「し尿①」は、一般家庭で世帯の把握ができる方を対象にしたもので、現在、1人につき月額310円となっています。平成23年度と平成26年度の比較表をご覧ください。平成26年度実績欄には、2通りの比較を設けています。左側の「し尿比較」は、平成23年度と同様に、実際の「し尿の処理原価」と徴収率を記しています。一方、右側の「下水道比較」は、過去の答申において、平均的な一般家庭の下水道使用料を負担の目安とすることがあげられていますので、平成26年度の平均的な数値として、833円を処理原価として採用し、その数値に対する徴収率を記しております。現在の処理手数料の310円に対し、比較対象とする母体が異なりますので、ここでは、徴収率が約5.4%と約37.2%と差があります。経費については、人件費や大磯町への分担金の積算を精査したため減少しましたが、一方で、汲取りの利用者数が22,338人から11,636人に減少したことで、相対的に処理原価は増加しています。7ページの【論点】をご覧ください。主に論点は2つです。1つ目。下水道への接続環境を考慮し、計画的に見直すことは必要であるか否か。2つ目。過去の答申にならない、し尿の徴収率については、下水道使用料を負担の目安とすべきか否か。またその場合、料金の引き上げは、どういったペースで行うべきか。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案を3つお示ししております。案1は、変更なしとするもの。案2と案3は、下水道使用料を参考に、相応の負担を求めることから設定しています。案2は中間案として400円を、案3は激変緩和の1.5倍

を根拠に 465 円としています。以上です。「し尿①」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

資料等数値が出ていますが、ご質問はありますか。

(委員)

平成 23 年度は 210 円、平成 26 年度は 310 円となっていますが、この間の手数料の額はどうなっていたのでしょうか。

(事務局)

平成 25 年度に 310 円に改定されています。

(会長)

その他にはいかがですか。私から 1 つ。地形の関係で下水道の設置ができるところとそうでないところがあると思います。そもそも下水道の整備がないところ、一方、下水道はあるけれどあえて接続をしていないところがあります。後者の場合、どういった状況にありますか。同じ額の手数料を徴収しているのでしょうか。

(事務局)

下水道が整備されているところで接続をしていないところと未整備のところの料金の差はありません。1 人につき月額 310 円です。

(会長)

接続したくても公共下水道が整備されていないところと、あるにも拘わらず接続しない方。後者は(下水道使用料と比較した料金が)安いわけですから、料金差がないということは、いかがなものでしょうか。

(事務局)

別に、借地にお住まいの方、大家から借りている方については、つなぎたくてもつなげない状況もあります。そちらについても別料金は設けていません。

(会長)

アパートというのは一定規模以下のものですか。一定規模以上の場合、合併処理浄化槽の設置が義務付けられていると思うのですが。

(事務局)

具体的な数字は抑えておりませんが、昔ながらの一軒長屋とイメージしていただければと思います。市街区域にもまだ残っているので対応しています。

(委員)

いろんなケースがあって、いろんなものに対応するには、個別に細かく料金体系を設けるのは大変でしょう。統一してないと。下水管が通っているところには、行政としてはなるべくというか、絶対的につなげてほしいという方向性はあるんですね。

(事務局)

公共下水道の供用開始区域であれば、土木部の管轄ですが、3年以内に接続をしてくださいということをお願いをしています。守る・守らないということは、お金もかかることなので、どこまで市に強制力があるかは、土木部に確認しないと分かりませんが。

(委員)

屋敷が広くて、そこまで引っ張るのはお金がかかるというところもあります。一律にやろうとすると難しいですね。

(委員)

こういう議論は議会でもしています。基本的には先ほどの接続環境にある者は、手続きをしなければいけません。金額的なことは別にして、やはり段階的に上げていかないと、案3みたいに激変緩和措置の1.5倍にひっかかってきます。案2、案3のどちらにするかというような議論はありますが、何年かに1度ずつは上げていくべきです。し尿の汲み取りは安いから、下水道に接続しないということも聞きます。また、借家・アパートみたいなところは、大家がそういった理由から安い方に流れているとも聞きます。高くなるとそこに住んでいる人もなんとかしてくれとなるのでは。汲み取りの方が、はなから安いものだという認識・前提が見受けられるので、段階的に上げていくべきだと思います。

(会長)

確かに処理原価があがっています。ここで上げておかないと、激変緩和の1.5倍が足かせになってきます。

(委員)

公共下水道がきているのにつなげられない人、きていないからつなげられない人、どちらにしろ、公共下水道料金より低ければ問題ないのでは。それ以上の料金になれば、つなぎたくてもつなげられない人には問題です。

(会長)

上げる方向でとなると、案3まで一気にいくかどうか。答申としては案3に限りなく近づける方向で検討していただきたいとするか。

(委員)

平成25年度に改定して310円になって、そこからまたいきなり上げていくというのは利用者からすればどうかということもありますが、先ほどから不公平性については各委員から問題点として指摘されているところです。また、税制負担のことも考えると、若干でも含みを持たせて、上げていかないといけないのでは。ただ、業者との兼ね合いはどうですか。委託していると思うのですが。

(事務局)

汲取り業者に対して、市は業務委託していますが、この手数料が上がることで委託料が上がるということはありません。対象は減ってきていますので、将来的にはというところはあるのですが、対象が少ないからといって、委託料も少なくしてしまうと、請け負ってくれる業者がいなくなる場合もあります。繰り返しになりますが、手数料が上がることで委託料が上がるということはありません。

(会長)

廃対審としては、「し尿①定額料金」は上げる方向だとは思いますが、金額は案2、案3のどちらにするか。

(委員)

急激に上げるとなれば、前回からすると400円にしても90円です。

(委員)

その前がしばらく値上げをしてこなかったということもあります。

(事務局)

平成24年度のときも1.5倍の激変緩和内で210円から310円にしました。考え方として、料金を上げるにしても激変緩和を加味したということです。310円を465円にする場合も、平成24年度と同様に、激変緩和の1.5倍までは改定のときは求めるというような意味合いでしょう。前回と同じ考え方になると思います。

(会長)

金額の上げ幅が、料金が上がるにつれて、段々上がっていきませんが、廃対審としては、できるだけ案3に近づけるべきであるということによろしいでしょうか。

(委員)

よい。

(会長)

次に「し尿②【従量料金①】」について、事務局から説明をお願いします。

し尿②【従量料金①】

(事務局)

はい。8ページをお開きください。この「し尿②【従量料金①】」は、先ほどの「し尿①」とは異なり、月額定額料金ではありません。実際の汲み取り量に応じて、料金をいただく場合で、かつ、主に事業者が対象になります。現在は、1リットルにつき13円をいただいております。平成23年度と平成26年度の比較表をご覧ください。平成26年度の処理原価は1リットルあたり約18.5円と処理原価が減少しておりますが、これは、先ほどの「し尿①」と同様、経費の計算において、人件費及び大磯町への分担金の積算の方法を精査したことがあげられます。こちら、し尿の定額料金と同様、利用者数は減少し、年間の収集量も減少傾向にあります。9ページの【論点】をご覧ください。主な論点は2つになると思われ。1つ目。し尿①と同様、下水道への接続環境を考慮し、計画的に見直すことは必要であるか否か。2つ目。料金の引き上げは、どのようなペースで行うべきか。以上2点です。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案1は、下水道の整備環境を考慮し、変更なしとするもの。案2は、激変緩和の1.5倍を根拠に19円としているものです。以上です。「し尿②」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

この対象は。

(事務局)

主に事業者、一部個人です。

(委員)

事業者だからというわけではないですが、事業者が本来設置して汲取りしなければならないのに、市が代行しているというサービスを考えると案2の100%の19円にした方がいいのではないのでしょうか。

(委員)

臨時的な工事現場とかはいいとして、恒久的に利用している事業者は相当あるのでしょうか。

(事務局)

100件まではなかった気がします。実際には、臨時的に1か月、半年だけというところは、相対の会社同士でやっていただくものなので、市は関与していません。市でサービスさせていただくのは、ほぼ恒久的に事務所内にトイレを設置しているような場合です。

(委員)

下水道には接続できていないのですか。

(事務局)

西部地区の下水道未整備地区とか。

(委員)

西部地区には合併処理浄化槽を作ったのでは。

(事務局)

西部地区だけではないですが、金目地区などもあります。

(委員)

先ほどと同じような議論になると思います。

(会長)

案2の激変緩和だと18.5円になりますが、19円でよろしいですか。

(事務局)

処理原価以上になりますと問題があると思いますので、18円に修正させてください。

(会長)

廃対審としては案2が妥当とします。次に「し尿③【従量料金②】」について、事務局から説明をお願いします。

し尿③【従量料金②】

(資源循環担当長)

はい。10 ページをお開きください。この「し尿③【従量料金②】」は、「し尿②【従量料金①】」と同様、実際の汲み取り量に応じて、料金をいただく場合ですが、事業者以外が対象になります。現在は、1 リットルにつき 6 円をいただいております。平成 23 年度と平成 26 年度の比較表をご覧ください。平成 26 年度の処理原価は 1 リットルあたり約 36.8 円と処理原価が減少しておりますが、これは、先ほどの「し尿①②」と同様に人件費と大磯町への分担金の積算の方法を精査したことが大きくあげられます。こちらも、利用者数は減少し、年間の収集量も減少傾向にあります。11 ページ目の【論点】をご覧ください。「し尿②」と同様、ここでの論点は主に 2 つです。1 つ目。し尿②と同様、計画的に見直すことは必要であるか否か。2 つ目。料金の引き上げは、どのようなペースで行うべきか。以上 2 点です。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案 1 は変更なしとするもの。案 2 は、激変緩和の 1.5 倍を根拠に 9 円としているものです。以上です。「し尿③」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

対象は。

(事務局)

一般の家庭です。浄化槽を設置せずに、見た目は水洗トイレ、水を流して貯めるタイプ。

(会長)

法的にそれはよいのですか。

(事務局)

定期的に汲取りをしていますので大丈夫です。

(会長)

水洗トイレは単独浄化槽の設置が義務かと思いましたが、わかりました。一般家庭となると 6 ページの考え方でいくと案 2 しかないのかなと思います。まだ、処理原価に対してかなり低い状況です。

(委員)

これまで定期的に見直してこなかったからだと思います。

(会長)

逆にいうと、上げてこなければならなかったものなので、激変緩和の 1.5 倍までは上げるべきだと考えると案 2 が妥当ということになると思いますがいかがでしょう。

(委員)

議論の統一性からいうとそうなります。

(会長)

し尿③については案 2、激変緩和 1.5 倍の 9 円までは上げるべきであるとします。次に、今度はごみの項目になりますね。事務局から説明をお願いします。

搬入料金

(事務局)

はい。臨時料金①」と「搬入料金」は処理原価の算定方法が同じですので、一括してご説明いたします。12 ページをお開きください。この「臨時料金①」は、市民が対象です。そして、自らが直接、市の処理施設に持って行く場合に適用されるものです。現在は、10 キログラムにつき 100 円をいただいています。平成 23 年度と平成 26 年度の比較表をご覧ください。平成 26 年度の処理原価は 10 キログラムにつき 212 円、平成 23 年度の処理原価 221 円と比べて、処理原価が減少しています。これは、平成 25 年 10 月以降、新しいごみ焼却施設が稼働し、運営経費が削減したこと、また、平塚市分のごみ搬入量は減少しましたが、大磯町からの受入を開始したことで、トータルとしての、ごみ搬入量が増加したことの 2 つを理由に相対的に処理原価は減少しています。13 ページの【論点】をご覧ください。主な論点は 2 つです。1 つ目。過去の答申にならない、事業者と同様、応分の負担をいただくべきか否かということ。2 つ目。料金を引き上げる場合、どのようなペースで行うべきか。以上 2 点です。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」ですが、案 1 は、次のページでご説明します「搬入料金」との兼ね合いから、料金を据え置きとするもの。案 2 は、激変緩和の 1.5 倍を根拠に 150 円とするもの。案 3 は、処理原価相当まで一度に引き上げるとするものとして載せております。以上が、「臨時料金①」の説明になります。

続きまして、14 ページをお開きください。この「搬入料金」は、事業者が対象で、事業者が自ら、若しくは、市の一般廃棄物収集運搬業者に委託して、市の処理施設に持っていった場合に適用されるものです。現在は、10 キログラムにつき 220 円をいただいております。平成 23 年度と平成 26 年度の比較表をご覧ください。平成 26 年度の処理原価は 10 キログラムにつき 212 円と、平成 23 年度の処理原価 221 円と比べ、減少しておりますが、これは、先ほどと同様の理由です。15 ページの【論点】をご覧ください。主な論点は 1 つです。1 つ目。市の「使用料、手数料の算定基準」に基づき、処理原価以上の処理手数料を徴収している現在、適正な額にただちに是正すべきか否か。事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案を 2 つお示ししております。案 1 は、処理原価相当の費用とするため料金を値下げするもの。そして現行料金として、変更なしの 220 円をお示ししております。以上です。「臨時料金①」と「搬入料金」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

一般家庭と事業者がごみを直接搬入する場合の料金ですけれども、212 円に処理原価が下がったことで、14 ページのように、事業者が持ち込む場合、市は黒字が出る計算になりますし、12 ページのように、一般家庭は黒字にはならないものの、据え置きをした場合でも徴収率は上がる計算になります。二宮町の方はどうなりますか。増える要素はありますか。

(事務局)

平成 28 年度から二宮町が入ってきますので、1 割まではいきませんが増えます。

(会長)

大磯が入ってきた時と同じように、燃料の値上がりがあるとしても、処理原価としては下がる可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

運転コストがどの程度上昇するのか、資源化していますので灰が増えるとその分処分費が増えます。単純に搬入量が増えたからといって単価が下がるとは、今の段階でははっきりとは見通せません。

(会長)

ただ、可能性としてはあると。

(事務局)

この説明資料でいくと、たしかに搬入量が増えるため、処理原価は下がる可能性もあります。実際はふたを開けてみないとわかりません。

(会長)

委員の皆さんに頭に入れておいていただきたいのは、平成 21 年度の答申では、平塚市はごみの減量化、資源化、適正処理をめざして、料金を上げていこうというものでした。今回は大磯町が入っている関係で、見かけ上は増えていますが、平塚市分としての量は減ってきているわけですね。そこを加味して、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょう。

(会長)

事業者の方（搬入料金）を現行のままにした場合、何か問題点はありますか。

(事務局)

今回の案件は（処理原価の）100%を満たしていないものがほとんどですが、受益者負担を 100%求めていこうといっている中で、その処理原価を上回って徴収することは、説明が難しく、現段階では難しいと考えています。実績値をもとに、その時点で見直しをしているのであれば、それに則った 100%負担でどうかということをも市民には示していくことにはなろうかと思っています。

(会長)

市の中では 100%を超えて黒字になるような徴収の仕方はダメとなっているのですか。

(事務局)

ダメというわけではありませんが、使用料・手数料の算定基準が示されている中で処理原価の 100%に近づけなさいとなっています。これまでは 100%徴収できているものがなかったものですから、そうしたものについてはもらいなさいというのが大前提の基準になっています。そのため、超えた部分はよしとするかということまで言及されているわけではありませんが、その説明の仕方が、受益者負担を求めなさいということから考えると、多くを徴収する必要はないのかなと思っています。

(委員)

近隣の他市と比べると現行料金は高いのですか安いのですか。

(事務局)

事業系（搬入料金）については、高い部類に入ると思います。ただ、各市とも処理原価を 250 円近くで設定されていると思われますので、仮に平塚市が下げたとしても、他市が追随してくる可能性は低いと推察されます。

(会長)

処分場は正式にいうと市の持ち物ですね。

(事務局)

はい。

(会長)

ということは税金で作って、税金で動かされているわけですよね。そこで黒字を出して、市民にバックすれば問題ないような気がするのですが。利益として配分するのは問題かもしれませんが。他市との比較を考えたときに、周りからごみが持ち込まれてしまうことも考えられますよね。

(事務局)

もう1つ。どうして250円くらいかの設定かということですが、処理原価の出し方についてですが、昨今新しい施設を作ると売電をして収入を得るという自治体が多い。その中で売電の金額を処理原価に入れ込んで計算するのか、しないのか、それによってかなり金額が異なると思われます。平塚市の場合ですと、昨年、1億6,000万円くらいの売電がありました。今回、原価の算定において、収入の部分については、売電したことで経費がかからなかったとして、低く経費を見積もっているかたちになっています。仮に除いて計算すると、今お示している212円という数字より、もう少し高め金額がでると推察されます。

その部分を「臨時料金①」と「搬入料金」については、どう扱っていくのか。処理原価の算定において、1つポイントになるところだと思います。

(事務局)

逆に言うと、はじめてのケース。「搬入料金」は、算定基準に照らした時、100%を超えた部分がありますので、その辺りを問題視したものを、答申の中に、どういった言葉になるかはわかりませんが、そういった部分を行政としてどう判断するのかを指摘してもよいのでは。市として、算定基準は持っていますが、超えたものことまでは言及していないところも逆にあります。その辺について、行政としての考えをまとめなさい、転嫁してもいいのか、どうなのかといったところをきちんと理論武装して、説明できるようにしなさいというような答申も、課題としてもらうようなかたちではありますが、いいのかもしれませんが。今はその答えを導きだせない状況です。

(委員)

売電の話がありましたが、家庭系ごみ(臨時料金①)の方も売電の利益を加味して算出しているのでしょうか。

(事務局)

はい。全く同じです。

(委員)

売電できない焼却炉を持っているところは処理原価が高くなる傾向になるということでしょうか。そうすると、処理原価の計算の仕方が異なることになりしますので、処理原価を上回るか、上回らないかで見えていくべきです。他の自治体と比較してどうかということではなく、処理原価に対してどのくらいかを考えるべきです。

(会長)

廃対審として答申を出す場合、税金と補助金を使って作った新型の焼却炉が、売電で得た収入を廃棄物のそれだけに入れ込んでいいのかどうか、市の方で論理立てて、どうするのか決めていただく必要が

あります。廃対審としてはそれをお願いしたいです。その上で今の議論が、売電費用が入っている、抜いているといった議論につながります。他のケースではどうでしょう。収入があったとき、その施設を運営する処理原価に入れ込んでいるものなのではないでしょうか。日本の行政は。

(事務局)

書面上、歳入というかたちで数字が見えてくるものは、それがどこの事業経費にあてますよとする特定財源と、どこにつかってもいい一般財源の2種類があります。ただし、この売電という効果は、入りというかたちでは数字上は見えてきません。歳出という委託料の中で、入りの分を差し引き、相殺したかたちで、残りの部分を業務委託としてお支払いしています。歳入として数字が見えているかということ、直接的には見えてきません。例えば、3億円かかる経費委託について先ほど、売電の話がありましたが、その効果を差引いた上で、1億4,000万円を払っているというように。歳出削減ができた分は、それ以外の施策にあてがっているという言い方もできなくはありません。

(会長)

この件については、いいのかなと思った記憶がありますが。

(委員)

簡単にいえば、結果的に売れるものは売って、そこに対してマイナスが出れば行政の方で補填してもらおうということ。

(会長)

ただ、今のところはプラスにできているということですね。

(委員)

事業系の方(搬入料金)ですが、案1で10キロに対して210円とした場合、業者が悪徳というわけでもないのだけれど、安いところへ市外からやってくる可能性はあるのでは。他市との比較で見たときに、業者も利益を追求するとなれば、当然可能性としてはあることです。

(会長)

量が多くて、同じ事業者で複数の拠点を持っているところなんかはありえるのでは。

(委員)

あまり他市との差が生じてしまうことはいいことではないと思います。

(事務局)

施設管理の方から言いますと、いまの指摘は起こり得ることかと思いますが。当然、単価の低いところに流れてきます。そうなってくると、ダンピング検査を強化して、不法なものは排除していかないといけません。また、売電の部分ですが、平成26年度実績は稼働初期1年目。これについては、固定価格買取制度で、市の委託料から相殺される部分が初期は多かったという事情もあります。ごみの中のバイオマス比率を見て、固定価格の部分の割合が高くなれば、その分売電として多く売れます。稼働初期1年分なので、これから先、平成28年度、平成29年度とどうなっていくのか。増えるのかどうか。変動する要素は大きいので、管理側からすれば、もう少し何年か、その変動については長いスパンで見たいというのが本音です。

(会長)

市としては、非常に困るケースになるのかな。つまり、今までは100%以下でしたので、いちいち上げ下げする必要はなかったのですが、市の方で100%以上とってはいけないと考えてしまうと、毎年、処理原価が変動するたびに、料金を動かさないといけなくなります。これはいくらなんでも大変になってしまいます。ここで案1にするという前例をつくってしまうと、処理原価が変わるたびに、手数料を見直すことになってしまいますが、市の方は大丈夫ですか。

(事務局)

手数料の算定基準の考え方ですがおおむね3年に1回見直しを行うことになっています。

(委員)

搬入料金については、現行でいいと思います。理由は、他市との比較、それと、売電に対する安定収入が得られていないという点からすると、まだ現行にしておいてもいいのでは。もっと先にいったときに下げる要素が今後出てくればいいですが。まだ10円の差ですから、現行のままでもいいと思います。

(会長)

搬入料金について、その他に意見はありますか。

(委員)

私は事業所の者ですが、毎年、原価を出して単価は見直します。そういったことを市はできないか、というところではありますが、売電に対して不安定さがあること、ある程度、先ほど3年という話がありましたが、そういったスパンでの見直しが可能であるということを考えれば、104%という数字は100%を超えるといっても数%。そのあたりは許容と考え、様子を見るべきかと思います。

(委員)

皆さんが今まで、おっしゃったようなところだと思います。行政側としては、100%を超えることについて、問題があるのかなのか、というところに負うところもあるのですが、104%といっても数%ですので、行政としても言い訳ができるのであれば、たぶん、現行どおりがいいというのが、ここにいる委員の考えかと思います。100%を超えて徴収してはいけないという理由はあるのですか。

(事務局)

先ほどご説明したように、算定基準表上はそこまで言及していません。100%に満たないというのが主流でした。100%を超えているというのは、今までにはない部分。100%の受益者負担を求めなさいという意味での基準が作られています。したがって、100%超えの想定はそもそもしていないのだろうと思っています。これまでの審議の議論にあるように、現行を選ぶとしても、売電面において不安定なのであれば、安定するまでは様子を見よう、ここではあえて改定をしないという考えもあります。そういった要素があるのであれば、絶対に改定してくださいというわけではありません。新環境事業センターの稼働実績を踏まえた上で、検討すべきとは、平成24年度の答申の一部です。それと同じようなケースで、算定基準に則り100%を超えている部分はどうするんだという議論に持って行くのではなく、3年間の平均をみてから判断してはどうかと付け加え、改定は見送り、据え置きとすることも、十分考えられることだと思います。全てを改定の答申をくださいというわけではありません。

(委員)

地域に聞いたことがあるのは、新しい環境事業センターができたことで、合理化、ごみ減量の問題も

ありますが、扱い量とか運営費とか含めて多少は合理化されたのかなという意見はあるにはあります。ただ、現状は不安定要素があるということによろしいのでは。

(会長)

その他にご意見はありますか。「搬入料金」については現行維持ということ。理由は近隣他市との料金の差、それから新しいごみ焼却所の稼働コストにまだ算定が今後どうなるのか様子を見なければならぬということから現行でいきたいと思えます。廃対審としては、やはり今後 100%を超えるようなケースがでたときどうなのかということ、また売電を含めたそういったものを市としてどう位置付けるのかということ、市には今後検討いただきたいと思えます。

「搬入料金」はそういう意見でまとまりましたので、12 ページの「臨時料金①」の方はどうしましょう。同じように案 1 のように変更なしでいくのか、いかないのか。「搬入料金」で現行どおりとしたのは、稼働コストをもう少し長い期間で見ないとはいっきりしてこないことを理由の 1 つとしていますので、「臨時料金①」を上げるといった場合、その理由を整合させて、見つけることはできないのですが、いかがでしょう。

(委員)

「搬入料金」の徴収率は 100% に対し、「臨時料金①」のそれはまだ約 47% です。

(会長)

そうですね。ただ、ここで念頭に置きたいのは、平成 21 年度答申の段階では、ごみ量が増えてきたので、減量化を値上げの理由にしています。現在はごみ量が減ってきている状況なので、そのあたりをどう加味するのか。平塚市は順次さがってきていますか。

(事務局)

家庭系の方は、平成 21 年度で約 7 万 2,000 トンあったものが、平成 25 年度には約 6 万 6,000 トンと 6,000 トンほど下がっています。

(会長)

勾配が緩やかかどうかという議論はありますが、一応減ってきている状況です。

(委員)

臨時料金は、案 1 と案 3 をくらべると倍ですよ。臨時ごみについては、これまで値上げをしてこなかったんですよ。ここまで詳しくは知らなかったですが、確かに、色んな面でのコストダウンが、反映してこういった数字になっているということなのでしょうけれど、論点に書いてあるように、事業者が家庭ごみとして出してしまっている部分があります。臨時ごみのこの部分は、きちんとしておかなければいけない議論だと思います。近隣の自治体との比較を出してみても、その中で議論をした方がいいと思います。近隣はどうですか。小田原市は高いですよ。

(事務局)

第 1 回目の資料 6 をご覧いただきたいのですが、横須賀市で 10 キロ 150 円、川崎市で 10 キロ 120 円、小田原市で 10 キロ 250 円というように、家庭系に関しては、平塚市は低い部類に入ると思います。

(会長)

120 円はどこですか。

(事務局)

川崎市です。

(委員)

処理原価がこれだけかかっているの、私はいいと思います。ただ、「事業系一般廃棄物と同額とすることで、事業者が家庭から排出したごみと偽り、搬入する頻度が低下する」という点については、ちょっと納得できません。これは市の方でちゃんと指導をしてほしい。家庭ごみが安いからといって、事業系ごみと料金を一緒にするのはどうかと思います。処理原価がかかっているのであれば、ある程度の負担はやむを得ないのでは。

(委員)

10月から剪定枝の資源化施設が稼働しますが、いままで臨時ごみとしてそれが、来ていた可能性はありますよね。

(事務局)

はい。

(委員)

そういう観点からすれば、減る可能性もあるということですね。

(事務局)

家庭から持ち込まれたらそこは排除しないですが、今からお知らせをして、持ち込めませんと、10月以降は、剪定枝として出してくださいという周知をすることになっています。

(委員)

すると、二宮町でコストがかかってくるという可能性がある。新たに始まるということ。

(事務局)

二宮町の施設に剪定枝を持って行って処理をしてもらわなければならないので、それなりの負担金を平塚市が二宮町に払う部分は出てきます。

(委員)

これに経費が上乗せしてくるということなので、減るということではなくて、上がる可能性があります。売却することなので、きちんとしたルートにのって、100%売却して、100%のコスト負担ができればいいですが。一般からいうと、あまりあがってもらいと困ったことになりました。

(会長)

剪定枝の問題はこれからですから、これもまた、先ほどの焼却場と同じですが、どれくらいの差がでてくるのか。

(委員)

3年1度の改定を考えているということなら、この2年かは当然コストがかかってくるわけなので、現状のままでいいのか、上げておいた方がいいのか。

(会長)

材料はいまの話のように、剪定枝の部分からすると見えてこない。

(委員)

一方で、原価はこれだけかかっているということも考えないといけないですし。

(委員)

仮に 100 円とすると、もっと先にいったときに、やはりコストがかかっていたとなれば、上げ幅が大きく出てきてしまいます。これもどうか。案 2 では 150 円とありますが、120 円とか、理論的な根拠は見当たりませんが、他市との比較でどうでしょう。剪定枝の部分も出てくるので、コストがアップすると予想されます。今回見送るとなれば、アップしたときに、激変緩和措置でやるのか。質問ですが、臨時ごみは、1 つの家庭で何回も何回も出すものなののでしょうか。

(事務局)

一般の持込みですと、通常はないと思います。1 つの家庭で複数回の持込みはあると思います。

(委員)

1 年間のそう何度もありますか。

(事務局)

そんなにありません。頻繁であれば、事業系の疑いをかけて調べます。焼却場は土曜はやっていますが、日曜はやっていません。破碎処理場に持ってくるのは、ちょっと手を入れたら出てしまったもの。土日はやっていますが、複数回、家庭の方が持ってくることは考えられません。複数回にわたるとなれば、事業所かもしれないと判断します。

(委員)

でも、小さな車で何度でもというのがありますよね。

(委員)

心配なのは、平塚市外の業者が持ち込むという話を聞きます。やり方は巧妙に。あんまり安ければ平塚に持ってきかねない。そういう議論ではないでしょうか。

(事務局)

委員が仰るように、ごみの手数料については、他市との調和は大事だと感じます。当然安いと、平塚に流れ込んでくるという心配が過去にはありました。一般家庭が複数回持ち込むことはありえません。複数回持ってくる場合は、事業系か何かしらの不正搬入。そうした事例については、事実確認をした上で指導に入るかたちを、これまでとってきました。料金が下がるというのは、それだけ市外から狙われやすくなります。

(委員)

平成 21 年度答申でも資源化とかの観点があります。また、臨時という解釈からすれば、めったにでないものですし、その時だけは負担しても構わないのでは。処理原価が上がる可能性があるのであれば、これから先、剪定枝の件で、不安定なこともあると考えるならば、そのときに大きな議論になってしま

います。若干でも上げておくべきでは。上げることで資源化とか、ごみの減量化もつながります。事業系一般廃棄物と同額とすることで、事業者が家庭から排出したごみと偽り、搬入する頻度が低下する、との件については考え方はいろいろありますが、この辺のことも含めて考えないと。あくまで臨時に出されるごみなので大きな負担にはならないと思います。先々の議論を心配するのであれば、少し原価に近い数字に上げておくべきです。

(会長)

他市との比較だと、先ほど 120 円、150 円という料金が説明にありましたが、答申ではどういったところにしますか。一番近いところでどうですか。茅ヶ崎市は。

(事務局)

茅ヶ崎市は 1 個いくらという単位です。厚木市も同様です。

(委員)

あまり安くすると他市からごみが出てくるというそういう前提でものを考えるのではなく、出す側の市民が納得できる金額が大事、流れくるものは市の方できちんと対応してほしいと思います。

(委員)

そうはいつでも出てくるものです。

(委員)

市民が持ち込む回数が多いわけではありません。それによって左右されるというのはどうか。

(会長)

案 1 と案 2 の間くらいのような気もしますが。

(委員)

120 円くらいでしょうか。

(委員)

不法投棄はどうなんですか。多いんですか。

(事務局)

件数は少なくなっていますが、量としては多くなっています。単純比較はできませんが、最近の大きな流れだと、地デジの関係でテレビの投棄が増えたような状況を経てきています。その年、その年で傾向があります。

(委員)

不法投棄は平塚市民が捨てるだけでなく、市外の事業者が捨てに来ることもあります。その辺は行政の方も目配りはしていると思いますが。

(会長)

全体の流れとしては、不確定の要素があるとしても、値上げ幅をどんどんあげるといふわけにはいかないけど、この辺りで上げておいた方がいいというのは委員の認識でしょうか。

(全委員)

はい。

(委員)

これから現実的に人口が減るということは、ごみが減るということ。売電にしてもその施設が100%稼働して、きちっと電気が起きればいいですが、起きない可能性も出てきます。ごみの量が減っていきますので。

(会長)

そうなると、案2の激変緩和の1.5倍のしぼりがあるから、その上限まで持って行くのは言いにくいと思います。市としてはしかるべく案1と案2の間に、金額の検討をいただくということでしょうか。

(委員)

私もそう思います。

(委員)

剪定枝も平塚市はいままで焼却場で燃やしてきましたが、結果的に10月からは二宮に施設ができるということでそっちに入る。焼却する分は減ることになります。2、3年経過した後、焼却量がどんどん減っていますよということもありえます。

(会長)

今のような答申でもいいでしょうか。

(事務局)

あくまで審議会の意見ですので。

(委員)

先ほど、部長の説明にもありましたが、廃対審では提案はできても、決定権があるというわけではありません。120円でも150円でも議会等で高すぎるとかいろんなものがあって、それが変更される可能性もあるわけですから、よいのでは。

(会長)

廃対審としては激変緩和措置の1.5倍は行き過ぎだろうとは言っていますので、その辺りを踏まえていただければと思います。次に16ページの「収集運搬料金」について、事務局から説明をお願いします。

収集運搬料金

(事務局)

この「収集運搬料金」は、市民が対象で、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられているもの、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機が対象になります。これらの品目は、基本的には、購入店や買い替え店舗において、引き取り義務がありますので、そこに引き取ってもらうか、あ

るいは、個人で、指定取引場所に持ち込むかのいずれかになります。しかし、いずれにおいても対応が困難な場合は、市の方で、ご自宅にお伺いし、先ほどの指定取引場所、このあたりだと茅ヶ崎市内にございますが、そちらの方まで運搬させていただくことになります。現在は、1台につき、2,000円をいただいています。平成23年度と平成26年度の比較表をご覧ください。平成26年度の処理原価は1件につき5,564円と、平成23年度の処理原価6,627円と比べ、減少しています。これは、収集運搬費用が若干減少したこと、また、年間の収集量が6,538件から6,554件と増加したことにより、相対的に処理原価が減少したことによるものです。ここで、年間の収集件数を、臨時・粗大ごみ、家電リサイクル品の合計数としているのは、実際の収集は、臨時ごみの収集の間をぬって、家電リサイクル品も収集しているためです。17ページ目の【論点】をご覧ください。主な論点は2つです。1つ目。過去の答申にならない、応分の負担をいただくべきか否かということ。2つ目。収集運搬費用は、臨時ごみのシール券、1枚500円で徴収しているため、どのようなペースで行うべきか。以上2点です。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案1は、料金を据え置きとするもの。案2は、段階的な値上げとして、2,500円とするもの。案3は、激変緩和の1.5倍を根拠に3,000円とするもの。以上です。「搬入運搬料金」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

これにつきまして、いかがでしょうか。現行どおりがいいか、案2案3がいいかのどちらにするかということだと思います。民間業者は幾らくらいが相場ですか。

(事務局)

自宅から小売店まで持って行く場合、だいたい2,500円から3,000円というところです。その場合、自宅の中まで取りに行き、持ち運んでとなります。平塚市の「収集運搬料金」は、自宅の前まで運び出していただいたものを市が回収するということになりますので、一概には比較できませんが、そういったところを踏まえても、2,500円くらいまでは上げ幅としてはあると考えられます。

(会長)

いかがでしょう。

(委員)

ベースは一般家庭ですが、不法投棄されたテレビ、洗濯機、冷蔵庫はこの数字には乗せていないということよろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

あまり上げ過ぎると不法投棄を誘発してしまいますので、難しい部分があります。事務局の方から提案のありました2,500円位までは、上げないわけにはいかないのかという気はします。廃対審としてはどうしましょう。案2ですか。

(委員)

案2でも徴収率は45%です。

(会長)

「収集運搬料金」については、事務局提案の案2が妥当だろうとします。次に「臨時料金②」について、事務局から説明をお願いします。

臨時料金②

(事務局)

「臨時料金②」は市民が対象です。市の方で、ご自宅にお伺いし、収集から処分まで一括して行わせていただく場合に対象になります。現在は、1立方メートルにつき2,500円を基準としています。なお、立方メートルにより計算することが実情にそぐわない場合は、1キログラムにつき、20円となります。平成23年度と平成26年度の比較表をご覧ください。平成26年度の処理原価は1立方メートルにつき9,084円と、平成23年度の処理原価9,958円と比べ、減少しています。処理原価は、収集運搬費用と処理費用の合算になります。収集運搬費用は、先ほど、家電リサイクル品目の1件あたりの収集経費とあわせて、1件あたりの収集立方メートルをもとに計算していますが、やはり収集件数が増加したことにより、相対的に処理原価は減少しています。処理費用は、1立方メートルあたりの収集重量が71キログラムから64キログラムに減少したこと、また、処理原価が10キログラムあたり221円から212円に減少したことを受け、減少しています。19ページの【論点】をご覧ください。論点は主に2つなると思われまます。1つ目。過去の答申にならい、処理原価の40パーセントまでは段階的に引き上げるべきか否かということ。料金の引き上げる場合、臨時ごみのシール券は1枚500円の単位となっていることから、どのようなペースで行うべきか。2つ目。立方メートルによることが著しく実情にそわない場合については、どういったところを基準に料金を改正することが望ましいのか。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案1は、料金を据え置きとするもの。案2は、段階的な値上げとして、3,000円とするもの。案3は、激変緩和の1.5倍を根拠に3,500円とするもの。以上です。「臨時料金②」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

処理原価の40%まではまずは段階的に上げていこうとする過去の答申の内容からすると案2でしょうか。そうすると収集運搬料金とも何となくバランスがとれていくような感じがします。よろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは、事務局提案の案2とします。次に20ページの「特定料金」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

その前に、「臨時料金②」には、立法メートルで計算できない場合、1キログラムにつき20円という金額が設定されています。こちらにつきましてもあわせて御審議をお願いします。

(会長)

データが。どのような感じになりますか。

(事務局)

試算になりますが、1 キログラム 20 円の激変緩和措置の 1.5 倍で 30 円。先ほどの処理原価に対する徴収率が 33%でしたので、それに合わせた徴収率を考えると 50 円になります。これは 1 キログラムあたりの収集単価 131 円に処理単価が 21 円を合算した 152 円に 33%をかけた計算になります。

(会長)

徴収率 33%を適用すると 50 円ですか。激変緩和措置の 1.5 倍だと 30 円なので、検討する余地はないのでは。ということで、30 円とします。それでは、「特定料金」の説明をお願いします。

特定料金

(事務局)

はい。この「特定料金」は事業者が対象です。この料金は、事業活動に伴って出される一般廃棄物を、市が収集から処分まで行った際に適用されるものです。現在、この料金区分をもとに、市が事業者から料金を徴収している例はございません。一般廃棄物の収集運搬業者による収集ができなくなった場合にそなえ、設けています。現在は、1 キログラムにつき 33 円、10 キログラム単位では 330 円です。平成 23 年度と平成 26 年度の比較表をご覧ください。平成 26 年度の処理原価は 10 キログラムにつき 467 円と、平成 23 年度の処理原価 443 円と比べ、増加しています。処理原価は、収集運搬費用と処理費用の合算になりますので、それぞれの費用の内訳を見ますと、収集運搬費用は、環境事業センターからの職員の配置換えなどのため人件費が増加した一方、収集量が減少したため、相対的な処理原価は増加しています。また、処理費用は臨時料金①でご説明したように、全体の処理費用は減少しましたが、搬入量が大磯町分の受入により増加したため、相対的に減少しています。21 ページの【論点】をご覧ください。主な論点は 2 つです。1 つ目。特定料金は、一般廃棄物収集運搬許可業者が事業者から料金を徴収する際の一定の目安になるので、許可業者を通じて事業者のごみの排出抑制を働かせる上で、料金の値上げは必要ではないか。2 つ目。値上げの場合、過去の答申にならい、処理原価相当までは段階的に引き上げるべきか否かということ及び料金を引き上げる場合、どのようなペースで行うべきか。以上 2 点です。その上で、事務局案としては、「新たな処理手数料の案」として、案 1 は、料金を据え置きとするもの。案 2 は、処理原価相当まで徴収することを目指し、1 キログラムにつき、47 円とするもの。以上です。「特定料金」について、論点をもとに、審議をお願いします。

(会長)

この点についてはいかがでしょう。これは収集業者に移行していくというのが基本になっていますので、少しずつ上げてきたという経緯が確かあったと記憶しています。ようやく 47 円で 100%までできたのかなという気がします。

(委員)

私は賛成です。

(会長)

他の皆さんはいかがですか。

(全委員)

よい。

(会長)

「特定料金」については、費用の100%にあたる47円としたいと思います。

(事務局)

切り上げの関係で、1キログラムあたりで換算しますと、46.7円になりますので、0.7円ほど超過になってしまいます。100%ということで、46円とさせていただければと思います。

(会長)

それでは46円とします。これで料金については終わりになります。文書とか許可証の件がまだ残っていますので、22ページと23ページについて、事務局から説明をお願いします。

10キログラム未満の対応について

許可証の再発行について

(事務局)

はい。22ページをお開き下さい。 前回もお話させていただきましたが、5キログラム未満の場合、現在手数料はかかっておりません。現在、ごみ焼却施設では、月平均で100件、また、破碎処理場においても月平均で60件の搬入がありますので、受益者からは、応分の負担として、最低料金を徴収してはどうかというものです。なお、本市の処理施設への手数料の単位は、10キログラムであることを踏まえまして、ここでは、次のような記載を条例の別表第1の備考に付記することを考えています。読みますと、「一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき、その数量を10キログラムとして計算する。以上です。

続きまして、「許可証の再発行」についてです。現在、市では法律上の手続きとして、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに浄化槽清掃業の許可を民間事業者に与えています。許可を受けたものは、市から許可証の交付を受けることとなりますが、ときとして、この許可証を紛失する業者がいます。市の規則では、紛失後は遅滞なく再交付の申請を行うことのみが記されており、申請手数料に関する規定はありません。近隣をみても、この再交付に関する手数料を徴収していない自治体がないことや、紛失者に対しては、自らの責務において、処理手数料の原価までは負担すべきであるとの考えから、別表第3の一番下の項目のような欄を設けたいと考えております。以上です。この両方について、ご審議をお願いします。

(会長)

10キログラム未満の対応、また、許可証の再発行についてはどうでしょう。この件について、前回も説明があったとおりです。

(全委員)

いいと思います。

(会長)

では、事務局の提案とおりとします。あと最後の24ページです。事務局から説明をお願いします。

特別の扱いを必要とする廃棄物について

(事務局)

これにつきましては、方向性をいただきたいと思います。実務的な詰めがありますので、ご意見として方向性をいただきたいと思います。現在、畳やスプリングマットレスなどの廃棄物は、通常の処理に加え、前処理として、別の作業が必要になるものが対象です。宜しくお願いします。

(会長)

家庭から出るもので多いものといえば、ベッドでしょうか。

(事務局)

はい。畳は減少傾向です。

(委員)

マットレスは解体するのですか。

(事務局)

生きがい事業団に委託して解体しています。スプリング部分とそれを覆っているものをきちんとわけないといけません。燃えるものと燃えないものにしていくことになる。

(委員)

それは当然人間が行うことなので、お金がかかりますよね。

(委員)

ごみを処理するにはお金がかかるということです。

(会長)

企業にはそういった消費行動も考えてほしいですね。意見ですから、委託の費用くらいは実費負担でいただいてもいいのかなと思うのですが、いかがでしょう。

(事務局)

委託で別途かかっているもので算定できるものと、できないけれど手間のかかっているものがあります。たとえば、畳とか、スプリングのない普通のマットは、直接投入する前に切断機にかけることとなります。ここは全体の流れにはいっているのですが、金額としては算定できませんが、処理工程が1つ増えます。施設の中に組み込まれていますので、金額としての算定はできませんが、人が余計にかかっています。見えない部分のコストが発生しています。

(委員)

今まではとっていなかったということですか。

(事務局)

持ち込まれたものは普通に重量を計って料金をいただいています。

(会長)

スプリングのように外さないといけないものは、別途料金はどうなっているのですか。

(事務局)

破砕処理場でしたら、そこでスプリングマットレスを手ばらしするしかないので、そこで分けて、委託してばらします。

(会長)

そこで費用が発生する。

(事務局)

はい。

(会長)

畳は費用が発生していないということですか。

(事務局)

畳は通常事業センター持込み可能なので、普通に降ろして、切断機にかけて、ピットに投入しています。

(会長)

つまり、別途料金は徴収していないということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

今までは、その範囲内でやってきたということ。

(事務局)

ただし、もう1つ申し添えますと、ふとんも同じですが、直接ピットに投入できませんので、プラットホームの交通整理が必要になります。一度に、多量に持ち込まれてしまうと、ほかの搬入に影響が生じますので、まとまった場合は調整します。個人の場合は問題ありませんが、一度破砕処理場で受け取ったものは、まとめて環境事業センターに来ますので、それはタイミングを見ていかないとプラットホームの場所を占めてしまいます。去年の台風で冠水したときは畳が大量に出ましたが搬入は順次行いました。

(会長)

委託費の出ているものは、別途確実に取るとしても、それ以外のところは、我々ではなかなか難しいような感じですね。

(委員)

処理原価がどれくらいになるかですよ。焼却場の方でも、畳のようなものは、切らないと燃やせないということもありますからね。てっきり別の料金を取っていると思っていました。民間ではありえないことです。行政はサービスがいいですね。

(会長)

何か意見はありますか。

(委員)

結果的にコストがかかってくるわけですから、行政からこういった数字をあげてくるかはわかりませんが料金は徴収するという方向でいいのでは。

(委員)

この文章でどうかということですか。

(会長)

考え方に対する意見ということですか。

(委員)

処理原価くらいはいいのでは。

(会長)

スプリングマットのようなものは、徴収率の何%という考えではなく、100%そのものの処理原価をとるようなかたちで検討するべきだと思いますがどうでしょう。

(委員)

そう思います。特定の人が出すわけですから、公平性の点からもそう思います。

(会長)

そのような内容でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

(会長)

それでは、審議事項は以上で終了ですので、事務局から何かございますか。

(事務局)

はい。本日、皆様からいただきましたご意見については、事務局の方でまとめまして、答申案として、後日、送付させていただきます。その後、第3回目の審議会で、答申案を確認し、答申としてまとめたいと考えております。第3回目の審議会の日程ですが、12月議会に議案を上程する都合上、できれば8月25日の15時から開催したいのですが、いかがでしょう。

(全委員)

よい。

(事務局)

それまでには委員の皆様には、事務局から送付される答申案の内容確認をお願いします。

(会長)

事務局からの送付はいつ頃になりそうですか。

(事務局)

来週中に送付させていただきます。

(会長)

お盆明けですね。その他にありますか。

(事務局)

本日配布しております、不利益に関するものについては、次回以降の審議事項とさせていただきます。
以上です。

(会長)

他のものがなければ、本日はたくさんのごことを処理しました。ご協力ありがとうございました。

以上